

第4次糸魚川市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編（令和8年度～令和12年度）】



令和8年4月
糸魚川市

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景と目的 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画期間 1
- 4 計画の対象範囲 2
- 5 対象とする温室効果ガス 3

第2章 これまでの取組実績と評価

- 1 第3次計画の概要 4
- 2 取組実績と評価 4

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 温室効果ガス排出量の算定方法 6
- 2 基準年度の二酸化炭素排出量 6
- 3 温室効果ガス総排出量の削減目標 7

第4章 削減に向けた具体的な取組

- 1 省資源・省エネルギーの推進 9
- 2 廃棄物等の排出量削減とリサイクルの推進 11
- 3 職員の環境意識に根ざした実践 14

第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制 15
- 2 点検体制 15
- 3 取組状況及び成果の公表 16

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

地球温暖化は、長期にわたる大気や海洋の平均気温の上昇を指し、世界各地で豪雨や猛暑など異常気象が増え、生態系や生活基盤に影響を及ぼすと予測されている。主な原因は人為的な温室効果ガスの増加であり、温室効果ガス削減と脱炭素社会への転換が求められている。

国際的な動きとしては、2015年12月に採択されたパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前から1.5℃～2.0℃未満にとどめるべく、世界共通の枠組が構築された。

我が国においては、2025（令和7）年2月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年ネット・ゼロ達成に向けた新たな中期目標として、温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比で2035（令和17）年度に60%、2040（令和22）年度に73%減することが掲げられた。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められている。

上記の背景を踏まえて、本計画は、市の事務・事業における温室効果ガスの削減目標を明らかにし、率先して地球温暖化対策の取組を実行するために策定するものである。

2 計画の位置付け

当市は、主体的に「糸魚川市の施設における経費節減・資源保護に関する行動指針」を定め、経費の節減と環境負荷軽減の取組を推進してきた。この行動指針は、市の全ての公共施設における職員の行動指針として示したものであるが、実際の取組が事務所施設中心の取組にとどまり、また温室効果ガスの削減目標等は明らかにしていない。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第21条第1項で地方公共団体に策定が義務付けられた「実行計画」として、市の事務・事業全般における温室効果ガス排出量削減等の目標を示し、市自ら実行する計画を定めるもので、令和7年度に第3次実行計画が満了することから、これまでの取組結果を踏まえ、さらに活動を推進するために策定するものである。

3 計画期間

本計画の期間は、2013（平成25）年度を基準年度とし、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とする。

なお、計画の進行状況や技術の進歩、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、市の全ての事務・事業を対象とする。

ただし、市民生活に深く関わる街路・公園等及び職員の配置のない施設は、原則対象外とする（表1-1参照）。

また、市が指定管理者制度によって管理委託した施設は対象外（一部施設は対象）とするが、本計画について理解と協力を求めていくものとする。

表1-1 計画の対象範囲

| 対象施設 | | 施設数 | 施設名 |
|--------|--------|-------------|--|
| 行政庁舎 | | 4 | 本庁舎、能生事務所、青海事務所、ガス水道局 |
| 教育施設 | 小学校 | 12 | 磯部、能生、南能生、中能生、下早川、大和川、西海、糸魚川東、糸魚川、大野、田沢、青海 |
| | 中学校 | 4 | 能生、糸魚川東、糸魚川、青海 |
| | 特別支援学校 | 1 | ひすいの里総合 |
| | 図書館 | 3 | 市民図書館、能生図書館、青海図書館 |
| | 文化施設 | 5 | 糸魚川市民会館、青海総合文化会館 糸魚川歴史民俗資料館、長者ヶ原考古館 フォッサマグナミュージアム |
| スポーツ施設 | 1 | 能生B&G海洋センター | |
| 福祉施設 | 保育園 | 7 | 大和川、西海、糸魚川東、中央、やまのい、大野寺地 |
| | 幼稚園 | 2 | 青海、田沢 |
| 保健施設 | | 1 | 能生国民健康保険診療所 |
| 消防施設 | | 4 | 防災センター、能生分署、青海分署、早川分遣所 |
| その他 | | 5 | 清掃センター、浄化センター、斎場、 健康づくりセンター（はびねす） ふれあいセンター（ビーチホールまがたま） |
| 計 | | 49 | |

5 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、法で削減対象となる7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の4種類とし、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の排出は、極めて稀であるため、対象外とする。

表1-2 温室効果ガスの種類

| 区分 | 種類 | 性質等 | 地球温暖化係数 |
|-------|------------------------------|---|---------|
| 計画対象 | 二酸化炭素 (CO ₂) | 代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼などにより排出されます。 | 1 |
| | メタン (CH ₄) | 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどにより排出されます。また、公用車の走行、定置式ガス機関での燃料の使用、し尿処理の過程などにより排出されます。 | 25 |
| | 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 燃料の燃焼、肥料の生産・使用などにより排出されます。また、公用車の走行、定置式ガス機関での燃料の使用、し尿処理の過程などにより排出されます。 | 298 |
| | ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | 塩素が無く、オゾン層を破壊しないフロンですが、強力な温室効果を持ちます。カーエアコンからの漏洩等により排出されます。 | 1,430など |
| 計画対象外 | パーフルオロカーボン類 (PFCs) | 炭素とフッ素だけからなるフロンであり、強力な温室効果を持ちます。半導体の製造プロセスなどにより排出されます。 | 7,390など |
| | 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | 硫黄とフッ素だけからなるフロン的一种であり、非常に強力な温室効果を持ちます。変圧器の絶縁ガスなどに使用されます。 | 22,800 |
| | 三ふっ化窒素 (NF ₃) | フロンの一種であり、半導体の洗浄などに使用されます。 | 17,200 |

※地球温暖化係数とは、個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、その持続時間も加味した上で、二酸化炭素の効果に対して相対的に表す指標。

第2章 これまでの取組実績と評価

1 第3次計画の概要

- (1) 計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）
- (2) 基準年度 令和元年度の温室効果ガス総排出量
- (3) 対象施設 市の全ての事務・事業
(対象外：街路・公園等、職員配置のない施設、指定管理施設)
- (4) 削減目標 令和元年度実績を基準として、令和7年度末までに温室効果ガスの総排出量を5%削減する。

2 取組実績と評価

(1) 取組実績

ア 温室効果ガス種類別排出量

令和6年度及び令和7年度（見込み）の温室効果ガスの排出量は下表のとおりである。

表2-1 温室効果ガス種類別排出量 (単位:kg-CO₂)

| 温室効果ガス | 令和元年度 (基準年度) | 令和6年度 排出量 | 令和7年度 排出量(見込) | 削減割合(%) (R7見込) |
|---------------------------|-----------------|--------------|------------------|-------------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 15,668,504 | 16,905,839 | 13,824,445 | 11.8 |
| メタン (CH ₄) | 138,175 | 108,661 | 105,662 | 23.5 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 423,160 | 347,344 | 353,101 | 16.6 |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | 0 | 2,131 | 1,988 | 0 |
| 総排出量 | 16,229,839 | 17,363,975 | 14,285,195 | 12.0 |

※端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。

イ 活動区分別削減実績

令和元年度の活動区分別の温室効果ガス総排出量は下表のとおりである。

表2-2 令和6年度 温室効果ガス総排出量の削減実績 (単位:kg-CO₂)

| 活動の区分 | | 平成元年度 (A) | 令和6年度 (B) | 削減量 (C) [(A) - (B)] | 削減割合 (%) [(C) / (A)] |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------------------|---------------------------|
| 燃料の使用 (車両除く) | ガソリン | 2,803 | 1,895 | 908 | 32.4 |
| | 灯油 | 958,842 | 164,933 | 793,909 | 82.8 |
| | 軽油 | 348 | 1,932 | △1,584 | △455.2 |
| | A重油 | 778 | 0 | 778 | 100 |
| | 液化石油ガス (LPG) | 62,703 | 36,114 | 26,589 | 42.4 |

| | | | | | |
|------------|-----------|------------|------------|------------|--------|
| | 都市ガス | 1,118,033 | 1,137,284 | △19,251 | △1.7 |
| 車両関係 | 走行距離 | 9,266 | 9,040 | 226 | 2.4 |
| | カーエアコンの使用 | 2,045 | 2,131 | △86 | △4.2 |
| | ガソリン | 183,683 | 209,345 | △25,662 | △14.0 |
| | 軽油 | 101,466 | 80,826 | 20,640 | 20.3 |
| 電気の使用 | | 8,558,452 | 5,633,909 | 2,924,543 | 34.2 |
| 廃棄物 | 総湿重量 | 198,459 | 134,195 | 64,264 | 32.4 |
| | プラスチック乾重量 | 4,670,085 | 9,639,600 | △4,969,515 | △106.4 |
| 下水処理量 | | 300,859 | 283,556 | 17,303 | 5.8 |
| し尿処理量 | | 5,852 | 6,197 | △345 | △5.9 |
| 浄化槽処理人口 | | 56,214 | 23,017 | 33,197 | 59.1 |
| 総合計 | | 16,229,888 | 17,363,975 | △1,134,087 | △7.0 |
| 目標値（令和7年度） | | | 15,413,197 | | |

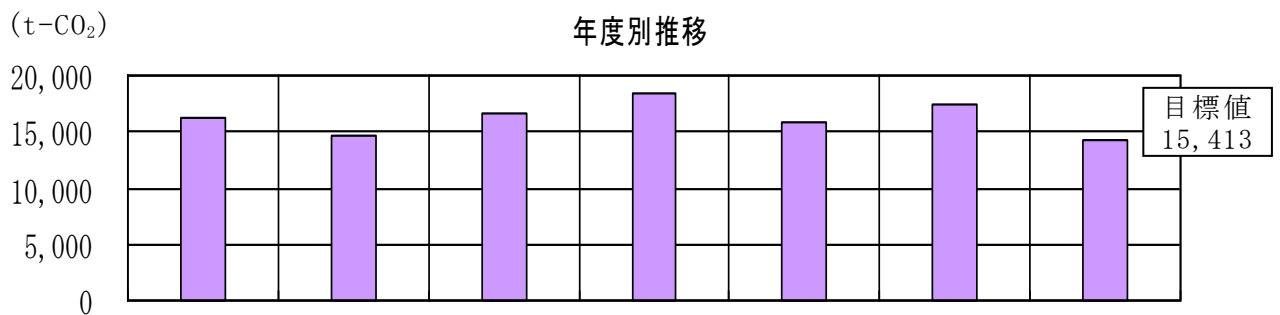
※端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。

(2) 評価

令和7年度における温室効果ガスの削減率は、令和元年度（基準年度）との比較では、12.0%減となる見込みであり、令和7年度の目標値である5%（15,413 t-CO₂）削減が見込まれる結果である。これは公共施設の設備の更新・改修による省エネ化や公共施設及び街路灯等のLED化の推進が図られたことが温室効果ガスの削減につながったと考えられる。

しかしながら、令和元年度の廃棄物（プラスチック乾重量）が基準年度から増加していることなど、更なるごみの分別の徹底と3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を呼びかける必要がある。

今後も、経費節減と資源保護のために、職員一人ひとりが危機意識をもって取り組むとともに、家庭・地域における日常生活の中でも実践することが必要である。



| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7見込 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| t-CO ₂ | 16,229 | 14,724 | 16,651 | 18,432 | 15,808 | 17,363 | 14,285 |
| 削減割合 | - | 9.3% | △2.6% | △13.6% | 2.6% | △7.0% | 12.0% |

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（令和8年1月1日改定）に基づき、ガスの種類ごと、活動ごとに排出量を算定する。

2 基準年度の二酸化炭素排出量

計画の基準年度（平成25年度）における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算量）は、15,970 t-CO₂であった。

(1) 温室効果ガス種類別排出量

| 種 類 | 排出量 (kg) | 温暖化係数 | 二酸化炭素 換算量 (kg-CO ₂) | 割合 (%) |
|---------------------------|-------------|-------|---------------------------------------|-----------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 15,269,993 | 1 | 15,269,993 | 95.62 |
| メタン (CH ₄) | 8,506 | 25 | 212,662 | 1.33 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 1,630 | 298 | 485,816 | 3.04 |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | 1 | 1,430 | 1,788 | 0.01 |
| 計 | | | 15,970,257 | 100.00 |

※端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。

(2) 活動区分別排出状況

| 活動の区分 | 活動の区分 | 単位 | 活動量 (使用・処理量) | 二酸化炭素 換算量 (kg-CO ₂) | 割合 (%) |
|-----------------|--------------|----------------|-----------------|---------------------------------------|-----------|
| 燃料の使用 (車両除く) | ガソリン | L | 1,465 | 3,400 | 0.02 |
| | 灯油 | L | 561,312 | 1,397,668 | 8.75 |
| | 軽油 | L | 199 | 513 | 0.01 |
| | A重油 | L | 72,400 | 196,204 | 1.23 |
| | 液化石油ガス (LPG) | kg | 0 | 45,903 | 0.29 |
| | 都市ガス | m ³ | 557,241 | 1,242,647 | 7.78 |
| 車両関係 | 走行距離 | km | 1,246,628 | 9,220 | 0.06 |
| | カーエアコンの使用 | 台 | 125 | 1,788 | 0.01 |
| | ガソリン | L | 86,911 | 201,634 | 1.26 |
| | 軽油 | L | 46,604 | 120,238 | 0.75 |
| 電気の使用 | | KWh | 14,153,311 | 6,906,816 | 43.25 |

| | | | | | |
|---------|-----------|----------------|-----------|------------|--------|
| 廃棄物 | 総湿重量 | t | 12,577 | 212,807 | 1.33 |
| | プラスチック乾重量 | t | 1,831 | 5,154,970 | 32.28 |
| 下水処理量 | | m ³ | 4,700,935 | 327,561 | 2.05 |
| し尿処理量 | | m ³ | 7,484 | 11,140 | 0.07 |
| 浄化槽処理人口 | | 人 | 3,908 | 137,749 | 0.86 |
| 計 | | | | 15,970,257 | 100.00 |

※端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。

3 温室効果ガス総排出量の削減目標

政府は、2025（令和7）年2月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、「2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度からそれぞれ60%、73%削減」を目標として掲げている。

これにより、本市でも政府が掲げる目標を踏まえ、本実行計画（事務事業編）では2030（令和12）年度を中間目標年度に設定し、削減目標を次のとおり設定する。

<削減目標>

2030（令和12）年度におけるエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量について、2013（平成25）年度の排出量に比べて **46%**削減を目標とする。

平成25年度の総排出量

15,970 (t-CO₂)

→

令和12年度の総排出量

8,624 (t-CO₂)

活動区分別削減目標（使用量・処理量）

| 活動の区分 | | 単位 | 平成25年度 (使用・処理量) | 令和12年度 (使用・処理量) | 削減量 | 目標 (%) |
|-----------------|--------------|----------------|--------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 燃料の使用 (車両除く) | ガソリン | L | 1,465 | 791 | 674 | 46.0 |
| | 灯油 | L | 561,312 | 39,292 | 522,021 | 93.0 |
| | 軽油 | L | 199 | 190 | 9 | 4.5 |
| | A重油 | L | 72,400 | 0 | 72,400 | 100.0 |
| | 液化石油ガス (LPG) | kg | 15,301 | 6,921 | 8,380 | 54.8 |
| | 都市ガス | m ³ | 557,241 | 312,055 | 245,186 | 44.0 |
| 車両関係 | 走行距離 | km | 1,246,628 | 1,000,000 | 246,628 | 19.8 |
| | カーエアコンの使用 | 台 | 125 | 120 | 5 | 4.0 |
| | ガソリン | L | 86,911 | 80,000 | 6,911 | 8.0 |
| | 軽油 | L | 46,604 | 25,166 | 21,438 | 46.0 |
| 電気の使用 | | KWh | 14,153,311 | 6,227,457 | 7,925,854 | 56.0 |

| | | | | | | |
|---------|-----------|----------------|-----------|-----------|-----------|------|
| 廃棄物 | 総湿重量 | t | 12,577 | 6,792 | 5,785 | 46.0 |
| | プラスチック乾重量 | t | 1,831 | 1,483 | 348 | 19.0 |
| 下水処理量 | | m ³ | 4,700,935 | 3,000,000 | 1,700,935 | 36.2 |
| し尿処理量 | | m ³ | 7,484 | 4,041 | 3,443 | 46.0 |
| 浄化槽処理人口 | | 人 | 3,908 | 653 | 3,255 | 83.3 |

※端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。

温室効果ガス削減目標(二酸化炭素換算量：kg-CO₂)

| 活動の区分 | | 平成25年度 (使用・処理量) | 令和12年度 (使用・処理量) | 削減量 | 目標 (%) |
|-----------------|-------------|--------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 燃料の使用 (車両除く) | ガソリン | 3,400 | 1,836 | 1,564 | 46.0 |
| | 灯油 | 1,397,668 | 100,000 | 1,297,668 | 92.9 |
| | 軽油 | 513 | 493 | 21 | 3.9 |
| | A重油 | 196,204 | 0 | 196,204 | 100.0 |
| | 液化石油ガス(LPG) | 45,903 | 20,763 | 25,140 | 54.8 |
| | 都市ガス | 1,242,647 | 693,768 | 548,879 | 44.2 |
| 車両関係 | 走行距離 | 9,220 | 7,376 | 1,844 | 20.0 |
| | カーエアコンの使用 | 1,788 | 1,716 | 72 | 4.0 |
| | ガソリン | 201,634 | 185,503 | 16,131 | 8.0 |
| | 軽油 | 120,238 | 64,929 | 55,309 | 46.0 |
| 電気の使用 | | 6,906,816 | 3,038,999 | 3,867,817 | 56.0 |
| 廃棄物 | 総湿重量 | 212,807 | 114,916 | 97,891 | 46.0 |
| | プラスチック乾重量 | 5,154,970 | 4,154,970 | 1,000,000 | 19.4 |
| 下水処理量 | | 327,561 | 209,639 | 117,922 | 36.0 |
| し尿処理量 | | 11,140 | 6,016 | 5,124 | 46.0 |
| 浄化槽処理人口 | | 137,749 | 23,017 | 114,732 | 83.3 |
| 総合計 | | 15,970,257 | 8,623,939 | 7,346,319 | 46.0 |

※端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。



第4章 削減に向けた具体的な取組

具体的な取組項目として、今まで取り組んできた「糸魚川市の施設における経費節減・資源保護に関する行動指針」及び「第3次糸魚川市地球温暖化対策実行計画」を土台にし、次の3項目を職員一人ひとりが実践する。

なお、市の全ての事務・事業で推進するが、行政庁舎、教育施設、福祉施設など、施設によって利用者、利用時間、利用目的等が異なるため、それぞれの施設に適した取組を推進する。

- 省資源・省エネルギーの推進
- 廃棄物等の排出量削減とリサイクルの推進
- 職員の環境意識に根ざした実践

1 省資源・省エネルギーの推進

(1) 冷暖房の運転基準の徹底（電気使用量・ガス使用量の削減）

ア 冷房の運転基準

- 庁舎内温度が28℃以上になったときに運転する。
- 雨天時等換気ができない場合は、庁舎内温度・湿度が次の基準になったときに運転する。
 - ・ 温度27℃以上湿度55%以上になったとき。
 - ・ 温度26℃以上湿度65%以上になったとき。
- 冷房設定温度は28℃とする。
- 運転時期は、6月から9月までとする。

イ 暖房の運転基準

- 庁舎内温度が20℃以下になったときに運転する。
- 暖房設定温度は20℃とする。
- 運転時期は、12月から翌年3月までとする。

ウ 冷暖房の運用

- 運転時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 休日等は運転しない。
- 部屋ごとに風量を適宜調節し、必要以上の冷暖房を行わない。
- 会議室等を使用した際は、使用者の責任でスイッチを消すこと。
- ブラインドを利用して遮光・採光を行い、冷暖房効率を高める。
- こまめに清掃点検を行い、冷暖房効率の維持に努める。

(2) 快適な服装による経費削減（冷暖房節減、事務効率向上）

- 庁舎内は温度が一定ではなく、体感温度には個人差があるため、通年輕装に取り組み、ノーネクタイやセーター着用等個々に工夫することで季節に応じた軽装・適切な服装により空調負荷の低減を図る。

(3) 照明器具の節電・部分消灯・電球撤去（電気使用量の削減）

- 照明器具の使用は原則として勤務時間内とし、始業前、休憩中、施設を閉じた後などは、直ちに不要部分の消灯を行う。
- 利用者及び業務に支障のない範囲で、廊下・ロビー等は常時消灯とする。
- トイレは使用時のみ点灯とする。
- 器具等の入替・修繕の際は、使用電力の少ないもの・電力効率の良いものを採用する。
- 好天時の窓際は、採光を利用して照明管理を行う。

(4) パソコン・プリンタ・コピー機の電源断（電気使用量の削減）

- 離席時や休憩時間など使用しない時間の電源断を徹底する。
- スリープモードなどの省電力機能がある機器については、積極的に機能を活用する。
- 待機電力を削減する機器の設置を図る。
 - ・予熱、低電力、オートオフが可能な機器を導入する。
 - ・予熱移行時間、低電力移行時間、オートオフ時間を適切に設定する。
- 使用しない機器のコンセントを抜く。

(5) 職員のワークライフバランスの確保

- 事務の効率化を図り、残業時間の短縮とノー残業デーの徹底を図る。
- 業務終了後は速やかに退庁する。
- テレワークの推進やweb会議システムの活用に努める。

(6) エレベーターの使用制限

- 荷物運搬や身体に障害のある者等を除き、原則使用しない。
- 使用状況に応じて、時間帯別稼働を検討する。

(7) 施設構造、電気設備、機械設備の見直し

- 省エネ診断を行い、改善効果の見込まれるものから変更する。
(投資経費と削減経費の比較を行う。)
- 定期的な点検修繕、適正な機器保守を行うことで、機器の長寿命化を図る。
- 部分消灯ができるよう照明スイッチの細分化を検討する。
- インバータ制御の導入を検討する。
- 公共施設の設備・機器等の改修・更新の際にはエネルギー消費高効率設備・機器の導入を検討する。
- 新たな施設整備の際には、施設のZEB化、省エネ設備・機器の導入を検討する。
- 街路灯・防犯灯のLED化を進め、LED化率80%を目指す。
- 既存施設を含め、施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに80%を目指す。

(8) 再生可能エネルギーの導入

- 設置可能な建築物（敷地を含む）に再生可能エネルギーを積極的に導入する。
- 排出する二酸化炭素の収支がゼロになるよう、将来的なZEB化を施設の改修・更新と併せて検討する。

(9) エコドライブの導入

ア 適正運転・管理による燃料費の節減

- アイドリングストップを励行する。
- 急発進、急加速をしない安全運転を徹底する。
- 作業内容、目的地を確認し、適切な行程を選択する。
- 不要な荷物を降ろす。
- タイヤの適切な空気圧を維持する。
- エンジnbr레이크を使用する。
- 公用自動車の配置箇所や台数の適正化を検討する。

イ 公用自動車の更新・購入

- 公用自動車を更新・購入する際は電動車（HV、PHV、EV、FCV）等の導入を検討し、導入が困難な場合は環境負荷が小さく、環境性能に優れた車両の導入に努める。

ウ 公用自転車の使用

- 目的地までの距離が2km以内の場合は、徒歩又は自転車を使用する。

エ カーエアコンの使用自粛

- 気象条件に応じて、カーエアコンの使用自粛と適切な温度設定を行う。

2 廃棄物等の排出量削減とリサイクルの推進

(1) 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

- 部署ごとに、古紙、資源ごみの分別徹底を行う。
- 事務室内の個人用ごみ箱を撤去する（部署ごとにごみ箱を設置する）。
- 備品購入時には、詰め替え、差し替えのできる製品を選択する。

(2) 3R活動による循環型社会システムの推進

ア リデュース【reduce】：抑制する、減らす、縮小する

- 使い捨て商品になるべく買わず、長く使える製品を購入する。
- 過剰包装、不要な封筒の使用を避ける。

イ リユース【reuse】：再生する、再使用する

- ミスコピーを有効利用する。
- 使用済み封筒を再利用する。

ウ リサイクル【recycle】：再生利用する

- 不要廃棄紙は、クリップ、バインダー等の器具を外し、リサイクルの徹底を図る。

- 缶、びん、ペットボトル、古紙の分別徹底を図る。
- リサイクル製品を購入する。

(3) トイレ・洗面所・給湯室の節水

- ア 水圧調整・節水コマ・節水蛇口等について研究し、実施できるものから随時導入する。
 - 点検により適正水圧を維持する。
 - 節水コマ、節水蛇口への交換を図る。
 - 自動水洗を導入する。
 - トイレ用擬音装置の導入を検討する。
- イ トイレ、手洗い、食器洗い、洗車等における節水に心掛ける。
 - 水を流しっぱなしにしない。
 - 洗剤を必要以上に使わない。

(4) F A X ・ 電子メール ・ グループウェアの活用（紙使用量の削減）

- ア グループウェア、電子メールを利用し、ペーパーレスに努める。
 - 職員への周知等はグループウェアを活用し、紙の配布・回覧を減らす。
 - 職員向けの資料（議案書、予算・決算書、各種計画書等）は、データで配布し、印刷配布はしない。
- イ F A X 送信票の見直し
 - F A X で回答を求めるものには、「送信票不要」を表示し、用紙の削減を図る。
 - 送付時の送付票をやめ、ゴム印等で代用する。（送信時間の短縮）

(5) 用紙類の削減

- ア ペーパーレス化
 - 必要部数を考慮し、ムダのないように作成する。
 - 職員向けの資料等は、庁内LANを利用して電子データを活用し、紙の配布・回覧は行わない。
 - 電子データで提供された資料は、できる限り印刷しない。
- イ 印刷枚数低減のための工夫
 - A 4 版を 2 枚印刷するよりは、A 3 版で印刷し裁断する（カウント△1）。
 - 印刷の際は、可能な限り両面印刷を徹底する。
 - 集約印刷（2 アップ、4 アップ）を利用し、印刷枚数を減らす。
 - 会議案内文書等は、差し支えない範囲ではがきを活用する。
- ウ ミスコピーの削減・再利用
 - 印刷設定の再確認、スタートキー押下前のリセットを励行する。
 - リサイクル用として分別を徹底する。（個人情報には注意）
 - 裏面の有効利用を行う。（メモ用紙、試し印刷用）

(6) グリーン購入の推進

ア 再生紙の購入・使用

- 使用する用紙は、再生紙とする。

イ グリーン購入適合品の購入・使用

- グリーン購入ネットワークに加盟し、グリーン購入適合品の優先的購入に取り組む。
- パソコン、コピー機等のOA機器の購入にあたっては、国際エネルギースターロゴ表示品等、エネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- 事務用品の購入にあたっては、エコマーク商品やグリーンマーク商品等グリーン購入適合品を選択する。
- グループウェアを活用し、グリーン購入のための参考情報を各所属に提供し、職員一人ひとりの認識を深め、積極的な推進に努める。

保育園・幼稚園、学校における取組

保育園・幼稚園、小・中学校は、他の施設とは形態や条件が異なり、また児童・生徒の理解と実践が伴うことから、次の取組を推進する。

【電気・燃料使用量の削減】

- ①空調は適切な温度設定（冷房28℃、暖房20℃）に努める。
- ②使用していない教室、特別教室等は、空調を消す。
- ③教室、特別教室、廊下やトイレなどの照明は、必要がないときや昼休み等には、消すよう努める。
- ④外出の際には、パソコンの電源を切る。
- ⑤教室や体育館の照明は、明るさによって調整する。
- ⑥印刷機は、使用時以外電源を切る。

【水道使用量の削減】

- ①手洗いやプールのシャワーの使用時、水を出し過ぎたり、流しっぱなしにしない。
- ②プールの水位調節のための給排水を少なくするように工夫する。
- ③手洗いの時、泡切れのよい泡石鹼を使用し、水の使用量が少なくなるように努める。

【紙の使用】

- ①印刷は、できるだけ裏紙を利用する。
- ②大量の印刷物はA3版で行い、カットする。
- ③集約印刷（2アップ、4アップ）を利用し、印刷枚数の削減に努める。
- ④ミスコピー防止のため、印刷後はリセットボタンを押す。
- ⑤冊子は、両面印刷で作成する。
- ⑥保護者（子ども）への配布物の減量に努める。
- ⑦職員会議等でパソコンを活用し、印刷物の減量に努める。
- ⑧電子データで送られてきた資料は、必要がない限り印刷しない。

【ごみ減量・リサイクル】

- ①再利用できる紙はごみ箱に捨てずに再利用に努める。
- ②ファイルや紙フォルダは再利用に努める。
- ③郵便以外には新しい封筒を使用せず、使用済み封筒を再利用する。学校関係者へは、往復封筒を作成し利用する。
- ④職員宛ての私用文書は家に持ち帰り、再資源化に努める。
- ⑤給食調理時の工夫により生ごみの削減に努める。
- ⑥給食は残さず食べるように指導し、残量を出さないよう努める。

【その他（環境教育など）】

- ①子どもたちに、省エネや節水を呼びかける。
- ②環境教育の全体計画に従い、環境教育に努める。
- ③植栽や花壇造りに努める。
- ④ベルマーク、使用済みカートリッジなどを収集し、リサイクルポイントの活用
に努める。
- ⑤エコマーク商品の使用に努める。

3 職員の環境意識に根ざした実践

- (1) 積極的な削減行動
 - 随時アイデアを募集し、取組可能なもの、有効なものを積極的に実施する。
 - エコバッグを持参し不要なレジ袋、割り箸等は断る。
- (2) 職員一人ひとりの環境意識の向上を図る。
- (3) 「地球温暖化対策実行計画」及び「糸魚川市の施設における経費節減と資源保護に関する行動指針」の周知・啓発を図る。
- (4) 職員は、地域の環境活動に積極的に参加する。

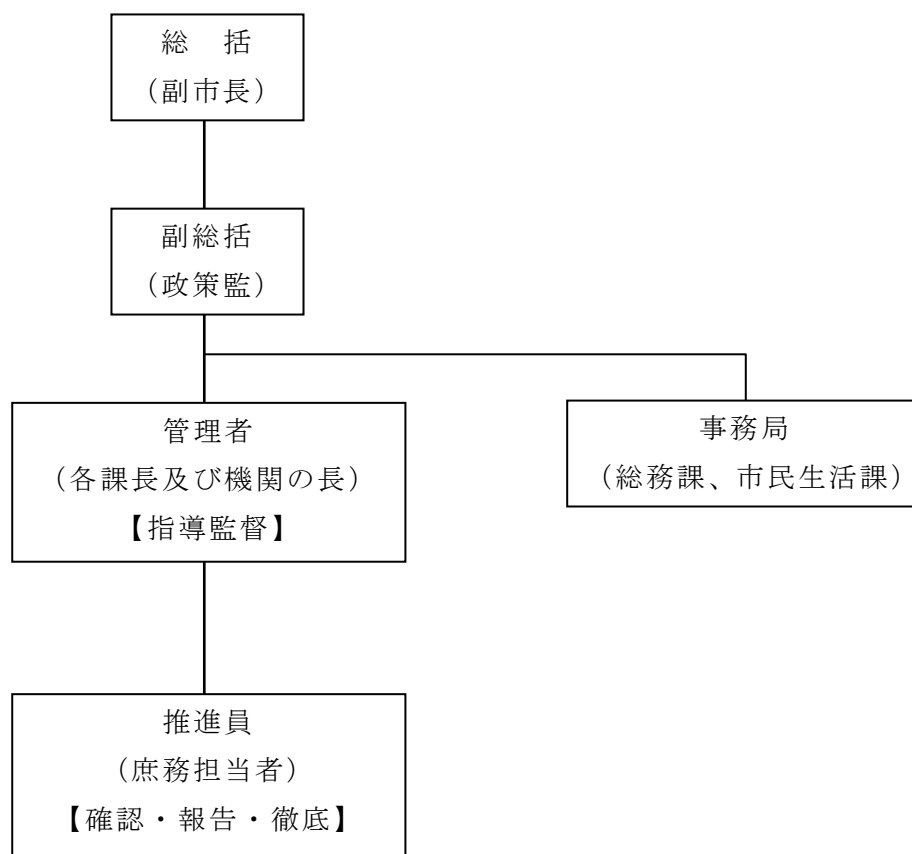
第5章 計画の推進体制

1 推進体制

温室効果ガスの排出量の把握、削減の実行にあたっては、庁内関係課の連携・協力が不可欠となるため、次の体制で推進する。

- 常に日常業務の中で意識を持って取り組む。
- 随時取組を確認・点検し、着実な実践を図る。
- 部署単位で管理者・確認者等を定め、節約意識の浸透を図る。

《推進体制》



※必要に応じて、実施状況調査を行い、課長会議等で報告・確認する。

2 点検体制

計画の取組状況に関する点検結果の評価は事務局で行う。

また、温室効果ガス削減目標の達成状況及び問題点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 取組状況及び成果の公表

- 継続的・効果的な取組となるよう、取組状況・成果をホームページ等で公表する。
- エネルギー使用量を定期的に職員に周知し、より一層の意識の高揚を図る。
- 市民への公表を通じ、削減意識の保持と取組自体の市民への波及を図る。
 - ・職員一人ひとりが職場において率先して取り組むことで、家庭や地域においてもこの取組を広げるよう努める。
 - ・市が率先して省エネルギー・資源保護に取り組んでいる内容を市民へ周知する。



〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮一丁目2番5号

糸魚川市総務課行政係

市民生活課環境生活係

TEL 025-552-1511

FAX 025-552-8955

E-mail soumu@city.itoigawa.lg.jp